

家庭内暴力特別法の施行 20 年記念討論会

家庭暴力被害者の保護と加害者更正
-家庭内暴力相談の効果と今後の展望-

2018 年 6 月 29 日(金) 午後 2 時

韓国家庭法律相談所 講堂

家庭内暴力相談プログラムの効果 に関する調査研究結果

法律扶助法人 韓国家庭法律相談所

目次

第1章 序論	1
第1節 研究の必要性及び目的.....	1
第2章 研究対象及び方法	3
第1節 研究対象.....	3
第2節 研究方法.....	4
第3章 研究結果	5
第1節 2017年に相談が終了した家庭内暴力加害者の相談による統計の分析.....	5
1. 加害者の人口社会学的特性.....	5
2. 加害者の暴力の種類及び被害の程度に基づく分析.....	10
3. 加害者の暴力の原因に基づく分析.....	14
4. 加害者の相談要因に基づく分析.....	16
5. 家庭内暴力相談の短期効果の分析: 相談終了時の加害者と被害者の関係.....	19
第2節 家庭内暴力相談に関する効果調査の研究結果.....	22
1. 調査対象者の人口社会学的特性.....	22
2. 相談終了後の経過期間.....	24
3. 暴力の再発の有無.....	25
4. 関係修復の有無.....	30
5. 加害者の怒りをコントロールする能力の改善の有無.....	32
6. 現在の葛藤の要因.....	34
7. 家庭内暴力相談に対する提案.....	36
第4章 結論及び提言	39

第 1 章 序論

第 1 節 研究の必要性及び目的

個人の領域であると棚上げされてきた家庭内暴力への国家介入の必要性と共に社会的な関心も高まりながら、韓国では 1997 年 12 月に「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法(以下、家庭内暴力処罰法)」や「家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律(以下、家庭内暴力防止法)」等の立法的な対応体系が樹立され、家庭内暴力の加害者の更生と、被害者の実質的な保護が可能となった。

そのために家庭内暴力処罰法第 1 条の目的条項では、「家庭内暴力の加害者に対して環境の調整と性行の矯正のための保護処分を行うことにより、家庭内暴力犯罪によって破壊された家庭の平和と安定を回復して健全な家庭を築き、被害者と家族構成員の人権を保護することを目的とする」と明示している。

このような法的な根拠の下で、韓国家庭法律相談所を含む全国の家庭内暴力相談所では、相談委託処分を受けた加害者の更生のための相談プログラムを実施してきており、同時に被害者を保護するための法律的支援や相談プログラムも並行して運営している。

韓国家庭法律相談所はこれまで、ソウル家庭裁判所と議政府地方裁判所・高揚支部等の家庭保護受託機関、ソウル中央地方検察庁、ソウル西部地方検察庁、ソウル南部地方検察庁指定の家庭内暴力相談所として委嘱され、2017 年 12 月現在まで裁判所の相談委託保護処分及び検察庁の相談条件付起訴猶予処分を受けた 1,640 名の加害者と被害者を対象として、暴力性のある習慣を矯正するための様々なプログラムを実施してきた。

このように家庭内暴力処罰法が制定・施行され、家庭内暴力の加害者の更生と被害者の回復のための相談プログラムが全国的に拡大・実施された。それから 20 年が経とうとしている現在、本所では、家庭内暴力の加害者と被害者に対する相談が暴力の再発防止と関係修復にどれくらい効果があるのかについての客観的な資料が必要であると考え、本研究を始めるに至った。

実際に韓国家庭法律相談所では、2006 年と 2008 年の 2 回にわたって相談終了後 6 ヶ月以上の期間が経過した加害者と被害者を対象として、加害者の暴力の再発の有無を含む行動的側面の変化や、被害者との結婚生活における関係的变化等を含む包括的な相談の効

果について詳察し、相談の効果を検証するための基礎資料として幅広く活用されている。

家庭内暴力処罰法の施行から 20 年となるこの時点での本研究は、相談の効果を検証するための基礎資料となると共に、家庭内暴力関連の相談法制を改善するための根拠資料及び家庭内暴力相談の進むべき方向を提示する、基本的かつ核心的な資料として活用することができるはずである。

従って、本所では今回の研究を通して、韓国家庭法律相談所で6ヶ月(相談委託保護処分)または 10～40 時間(相談条件付起訴猶予)相談を受け、2017 年に相談が終了した家庭内暴力の加害者の相談による統計を分析すると共に、2008 年から 2017 年 11 月までに相談が終了し、その後 6 ヶ月以上経過した加害者と被害者を対象として、加害者の暴力の再発有無及び関係的变化等を詳察し、今後の家庭内暴力関連の政策及び相談の介入方向を模索しようとした。

本研究で究明しようとする主要研究課題は次のとおりである。

第 1 に、2017 年度の家内暴力の加害者の相談による統計から加害者の人口社会学的特性、暴力の種類及び水準、相談要因、そして相談による関係の変化等、家庭内暴力相談の短期効果を詳察する。

第 2 に、2008 年から 2017 年 11 月までに相談を終了し、その後 6 ヶ月以上経過した加害者と被害者を対象として、加害者の暴力の再発有無、被害者との関係の変化等の家庭内暴力相談の長期効果を詳察する。

第 3 に、このような研究結果を土台として、今後の家庭内暴力関連の政策及び家庭内暴力相談の介入方法を模索する。

第2章 研究対象及び方法

第1節 研究対象

本研究の研究対象は2つの側面で分けられる。

第1に、2017年に本相談所で6ヶ月(相談委託保護処分)または10~40時間(相談条件付起訴猶予)相談を受け、相談が終了した加害者171名に対する項目別分析を実施した。項目別分析では、加害者の人口社会的特性、暴力の種類及び水準、相談要因、そして相談による関係の変化を詳察した。

第2に、2008年から2017年11月まで、ソウル家庭裁判所の相談委託保護処分により韓国家庭法律相談所で6ヶ月間相談に参加し、相談が終了してから6ヶ月以上経過した加害者と被害者を対象とした。加害者と被害者夫婦117組¹が調査分析の対象となった。

2番目の研究のための調査対象者の選定方法においては、次のような基準を設定した。

① 夫婦間の暴力により相談が委託されたケースに限定した。② 相談終了後の経過期間を6ヶ月以上に制限した。先行研究によると、家庭内暴力犯罪の場合には6ヶ月以上フォローアップしているのが普遍的である。③ 1回の相談で終了したケースまたは相談に応じなかったケースは調査対象から除外した。これらのケースは、相談の効果を評価することが難しいからである。④ 相談終了時点で加害者または被害者が死亡していたケース、そして加害者が被害者と離婚したり別居したケースは調査対象から除外した。死亡や離婚、別居等により実質的な夫婦関係が解消されたケースは、暴力の再発有無や関係的側面での力動性を詳察することが難しいからである。しかし、調査時点で別居または離婚したと回答したケースは調査対象とした。⑤ 加害者と被害者の両方が本相談所の家庭内暴力関連のプログラム(個別相談、教育講座、飲酒相談、集団相談、夫婦キャンプ、被害者自助グループ等)に参加したケースに限った。加害者だけが参加したケースには、被害者についての情報が不足で陳述の信憑性に欠けるだけでなく、相談の効果についての正確な指標を提供するとは見難いからである。

¹ 加害者の性別は男性115名(98.3%)、女性2名(1.7%)であった。

第 2 節 研究方法

本研究の研究方法も 2 つの側面に分けられる。

第 1 に、2017 年に本相談所で 6 ヶ月(相談委託保護処分)または 10-40 時間(相談条件付起訴猶予)相談を受け、相談が終了した加害者 117 名の、各家庭裁判所の相談委託保護処分決定文及び検察の相談委託カードの記載内容を分析に使用した。

第 2 に、2008 年から 2017 年 11 月まで韓国家庭法律相談所で相談を受け、相談終了後 6 ヶ月以上経過した加害者と被害者に電話インタビューを行った。電話調査を行った訳は、対象者が地方に居住していたり仕事上の理由で対面調査が難しいケースが多いからである。調査期間は 2018 年 5 月 14 日から 6 月 1 日までの 3 週間で、夫婦 117 組の事例が最終分析に使用された。家庭内暴力相談の効果を把握するための調査ツールは次のとおりである。
① 加害者の行動的側面における暴力の再発有無を確認するために、言葉の暴力(3 項目)、軽微な身体暴力(3 項目)、深刻な身体暴力(4 項目)の内容で構成された Conflict Tactics Scale(Straus、1975)を使用した。② 加害者と被害者の関係的側面を詳察するために、デプスインタビューによる質的調査を並行した。

第3章 研究結果

第1節 2017年に相談が終了した家庭内暴力加害者の相談による統計の分析

1. 加害者の人口社会的特性

(1) 男女別

加害者 171名の性別をみると、男性が137名(80.1%)、女性が34名(19.9%)であった。女性加害者24名については、夫婦双方が相談を委託されたケースであった。

< 表 3-1-1. 性別分析 >

区分 性別	加害者		被害者	
	人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
男性	137	80.1	46	26.9
女性	34	19.9	125	73.1
合計	171	100	171	100

(2) 年齢別

年齢別にみると、加害者の場合には40代が32.8%(56名)で最も多く、次に50代(25.1%)、30代(22.2%)の順であった。被害者の場合には40代が32.2%(55名)で最も多く、次に30代(26.3%)の順であった。

< 表 3-1-2. 年齢別分析 >

区分 年齢	加害者		被害者	
	人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
10代未満	-	-	1	0.6
10代	2	1.2	6	3.5
20代	12	7.0	21	12.3
30代	38	22.2	45	26.3
40代	56	32.8	55	32.2
50代	43	25.1	31	18.1
60代以上	20	11.7	12	7.0
合計	171	100	171	100

(3) 教育水準別

教育水準をみると、加害者は高校卒業が 36.8%(63 名)で最も多く、次に大学卒業が 36.3%(62 名)であった。一方、被害者の場合には大学卒業が 39.8%(68 名)で最も多く、高校卒業が 35.1%(60 名)であった。

< 表 3-1-3. 教育程度別分析 >

区分 教育程度	加害者		被害者	
	人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
小卒以下	11	6.4	18	10.5
中卒	22	12.9	13	7.6
高卒	63	36.8	60	35.1
専門大卒	7	4.1	6	3.5
大卒	62	36.3	68	39.8
大学院以上	6	3.5	6	3.5
合計	171	100	171	100

(4) 職業別

加害者の職業をみると、会社員が27.4%(47名)で最も多く、次に単純労務と自営業がそれぞれ19.9%(各34名)を占めた。被害者の場合には主婦が32.8%(56名)で最も多く、次に会社員が18.7%(32名)を占めた。

< 表 3-1-4. 職業別分析 >

区分 職業	加 害 者		被 害 者	
	人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
主 婦	18	10.5	56	32.8
会社員	47	27.4	32	18.7
単純労務	34	19.9	18	10.5
自営業	34	19.9	22	12.9
専門職	9	5.3	17	9.9
技術職	7	4.1	4	2.3
運転	2	1.2	1	0.6
無職	19	11.1	12	7.0
学生	1	0.6	9	5.3
合 計	171	100	171	100

(5) 経済状態別

月収を基準として経済状態をみると、加害者の場合には100万ウォン以上200万ウォン未満が24.6%(42名)で最も多く、次に300万ウォン以上500万ウォン未満が22.8%(39名)であった。被害者の場合には、月収がないか金額がわからないが46.2%(79名)で最も多いことがわかった。

< 表 3-1-5. 経済状態別分析 >

月 収	区 分	加 害 者		被 害 者	
		人数(名)	割合(%)	人数(名)	割合(%)
	100 万ウォン未満	9	5.3	12	7.0
	100 万ウォン以上～200 万ウォン未満	42	24.6	39	22.8
	200 万ウォン以上～300 万ウォン未満	26	15.2	14	8.2
	300 万ウォン以上～500 万ウォン未満	39	22.8	19	11.1
	500 万ウォン以上	17	9.9	8	4.7
	一定の収入なし	38	22.2	79	46.2
	合 計	171	100	171	100

(6) 加害者と被害者の関係

加害者と被害者の関係をみると、加害者と被害者が法律婚と事実婚の夫婦を含む夫婦関係であるケースが132名で77.2%を占めた。次に親子関係であるケースが16.4%(28名)であった。<表 3-1-6>に示されたように、夫婦または親子関係の他にも様々な関係で暴力が発生した。

< 表 3-1-6. 加害者と被害者の関係分析 >

区 分		人数(名)	割合(%)
夫婦関係	法律婚の夫婦	119	69.6
	事実婚の夫婦	13	7.6
	離婚夫婦	4	2.3
親子関係		28	16.4
その他の 家族関係	兄妹(姉弟)関係	5	2.9
	兄弟関係	1	0.6
	姉妹関係	1	0.6
合 計		171	100

(7) 婚姻形態別²

加害者と被害者の婚姻形態をみると、男女共に初婚であるケースが79.6%(105名)で最も多かった。

< 表 3-1-7. 婚姻形態別分析 >

区分 婚姻形態	人数(名)	割合(%)
(男)初婚-(女)初婚	105	79.6
(男)再婚-(女)初婚	6	4.5
(男)初婚-(女)再婚	9	6.8
(男)再婚-(女)再婚	12	9.1
合計	132	100

(8) 同居期間別³

加害者と被害者の同居期間をみると、同居期間が10年以上20年未満のケースが25.8%(34名)で最も多かった。同居期間が10年以上20年未満の時期は、子供の養育が主な関心事となる時期で、結婚生活に対する満足度が一番低い。なので、会話や趣味生活のシェアによって夫婦関係が修復できずに葛藤が発生すると、暴力につながる可能性が高いと分析される。

² 婚姻形態別分析は、加害者と被害者の関係が法律婚または事実婚の夫婦であるケース(132名)に限定した。

³ 同居期間別分析は、加害者と被害者の関係が法律婚または事実婚の夫婦であるケース(132名)に限定した。

< 表 3-1-8. 同居期間別分析 >

同居期間	区分	人数(名)	割合(%)
1年未満		2	1.5
1年以上～5年未満		27	20.4
5年以上～10年未満		33	25.0
10年以上～20年未満		34	25.8
20年以上～30年未満		16	12.1
30年以上		20	15.2
合計		132	100

2. 加害者の暴力の類型及び被害の程度に基づく分析

(1) 暴力の類型別

暴力の類型別にみると、夫による妻への暴力が55.6%(95名)で最も多く、家庭内暴力のうちで夫婦間暴力、特に妻への暴力が大部分を占めることを示している。次は、親による子供への暴力⁴が18.8%(32名)であった。

< 表 3-1-9. 暴力の類型別分析 >

暴力の類型	区分	人数(名)	割合(%)
夫婦関係	夫による妻への暴力	95	55.5
	夫による妻への暴力に対する妻の対抗	18	10.5
	妻による夫への暴力	9	5.3
	妻による夫への暴力に対する夫の対抗	4	2.3
	妻及び子供への暴力	9	5.3
親子関係	子供への暴力	23	13.4
	親への暴力	5	2.9
	子供による親への暴力に対する親の対抗	1	0.6
その他の関係	兄による妹への暴力	2	1.2
	弟による姉への暴力	2	1.2
	姉による妹への暴力	1	0.6
	兄による弟への暴力	1	0.6
	兄による妹への暴力に対する妹の対抗	1	0.6
合計		171	100

⁴ 親による子供への暴力には、夫による妻への暴力と子供への暴力が随伴するケース(9名、5.3%)も含まれる。

(2) 暴力行為による被害の程度

加害者の暴力行為による被害の程度をみると、治療日数不明の傷害を与えたケースが98.2%(168名)で最も多かった。

< 表 3-1-10. 暴力行為による被害の程度に基づく分析 >

暴力水準	区分	人数(名)	割合(%)
	治療日数不明の傷害	168	98.2
	1週以上～5週未満	3	1.8
	合計	171	100

(3) 暴力行為に対する事件の分類

加害者の暴力行為に対する事件の分類をみると、罪名が「暴行」のケースが70%(120名)で最も多かった。

< 表 3-1-10. 暴力行為に対する事件の分類 >

事件名	区分	人数(件)	割合(%)
	暴行	120	70.0
	傷害	9	5.3
	暴行、財物損壊	8	4.6
	特殊暴行	6	3.5
	暴行、特殊脅迫	5	2.9
	特殊傷害	3	1.8
	特殊脅迫	3	1.8
	児童福祉法違反(児童虐待)	3	1.8
	尊属暴行	3	1.8
	財物損壊	2	1.2
	傷害、暴行	1	0.6
	暴行、脅迫	1	0.6
	脅迫	1	0.6
	尊属暴行、財物損壊	1	0.6
	特殊財物損壊	1	0.6
	特殊脅迫、財物損壊	1	0.6
	特殊暴行、暴行	1	0.6
	暴力行為等の処罰に関する法律違反(共同傷害)	1	0.6
	類似強姦、特殊監禁	1	0.6
	合計	171	100

(3) 暴力行為の程度⁵

より具体的に加害者の暴力の程度を把握するために、暴力の程度を、突き飛ばすレベルから頬を叩くくらいの軽微な暴力と、足や拳で殴ったり凶器を使用する等の深刻な暴力に区分した。

加害者 171 名は全員、身体的な暴力と共に侮辱したり悪口を言ったりする等の言葉の暴力が伴った。加害者は、身体的に危害を加えることだけが暴力だと思う傾向が高いが、言葉の暴力を受けた被害者は、羞恥心と侮辱でさらに無気力になり、精神的にダメージを受けや

⁵ 加害者の暴力行為の程度を測定するための調査ツールは Straus(1979)が製作・使用した葛藤戦術尺度(The Conflict Tactics Scale : CTS)を修正及び補完して、言葉の暴力(1 項目)、軽微な身体暴力(5 項目)、深刻な身体暴力(6 項目)の内容で再構成した。

すくなる。

軽微な暴力があるケースは 86%(147 名)で、手のひらで頬や他の場所を叩いたケースが 72.5%(124 名)で最も高く、次に、強く突き飛ばしたり体をつかんで揺さぶったケースが 71.9%(123 名)であった。

深刻な暴力があるケースは 77.8%(133 名)で、被害者を足で蹴る、拳で殴る等の暴力を行使したケースが 53.8%(92 名)で最も高く、次に、被害者を容赦なく殴りつけたケースが 52.6%(90 名)であった。ナイフや斧のような危険な凶器で脅したり、実際に傷を負わせたケースも 15.8%(27 名)に達した。

< 表 3-1-11. 暴力行為の程度に基づく分析 >

項目	暴力の同伴有無	
	なし(%)	あり(%)
言葉の暴力	-	181(100)
1. 侮辱したり悪口を言った。	-	181(100)
軽微な暴力	24(14.0)	147(86.0)
2. 物を投げつけたり殴ると脅した。	116(67.8)	55(32.2)
3. 実際に物を投げたり壊した。	121(70.8)	50(29.2)
4. 被害者に向かって物を投げた。	122(71.3)	49(28.7)
5. 被害者を強く突き飛ばしたり体をつかんで揺さぶった。	48(28.1)	123(71.9)
6. 手のひらで頬や他の場所を叩いた。	47(27.5)	124(72.5)
深刻な暴力	38(22.2)	133(77.8)
7. 被害者を足で蹴ったり拳で殴った。	79(46.2)	92(53.8)
8. 被害者を物(ベルト、棒、ゴルフクラブ等)で殴った。	141(82.5)	30(17.5)
9. 被害者を容赦なく殴りつけた。	81(47.4)	90(52.6)
10. 被害者の首を締めた。	136(79.5)	35(20.5)
11. 被害者をナイフや凶器で脅した。	144(84.2)	27(15.8)
12. 被害者に煙草の火を押付けたリナイフや凶器を振り回した。	145(84.8)	26(15.2)

3. 加害者の暴力の原因に基づく分析

(1) 暴力の原因

加害者が家庭裁判所の相談委託処分、または検察庁の相談条件付起訴猶予処分を受けることになった事件において、暴力をふるった原因を分析した結果、家父長的な考え方等の性格の不一致(37.5%、135 件)、飲酒(18.7%、67 件)、夫または妻への不信感(15%、54 件)の順であった(重複回答可能項目である)。上の3つの原因は、順位に差はあるものの加害者の暴力の主な原因である。

第1に、暴力の原因のうち最も高い割合を占めたのは、家父長的な考え方等の性格の不一致(37.5%、135 件)であった。自分と配偶者は違うということを認めることができなかった時に、配偶者を非難したり無視しながら暴力的な会話、特に身体的な暴力を行使したものと思われる。「性格が合わない」という葛藤の表現の裏には、家父長的な偏った考えを持つ夫と、それを受け入れることができない妻との差が存在しており、「家父長的な考え方」がそのまま家族構成員との間に不平等な関係を築き、家庭内暴力を深刻にさせる主要因として作用することがわかった。結婚初期にはおとなしく何でも夫の言うことを聞いていた妻が、あるときから夫の言うことを聞かず、家庭より社会生活や自分の人生を重要視するという不満も、葛藤の要因として存在していた。変化した現実に適応しきれない男性が、家庭内での自分の権威を保つために権力(力)を使って配偶者をコントロールしようとするケースが多かった。

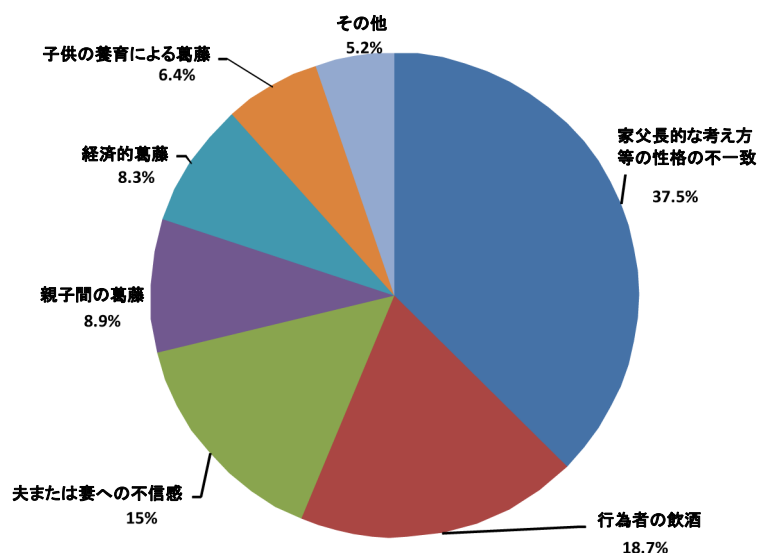
第2に、暴力行使の原因のうち次に高い割合を占めたのは飲酒(18.7%、67 件)であり、実際に飲酒状態で暴力を行使したケースは30.4%(52 名)に該当した。酒は認知能力を低下させるため、周辺の状態に対する情報を理解し処理する能力が低下し暴力をふるう原因となり得る。また、家庭内暴力の加害者は、配偶者をコントロールするために酒を飲んで暴力をふるい、暴力に対する責任から逃れようとする傾向があることがわかった。

暴力行使の原因のうち3番目に高い割合を占めたのは、夫または妻への不信感(15%、54 件)である。夫の浮気や常習的な嘘等が妻に不信感を抱かせ、夫婦の葛藤が増えて夫が暴力を行使したケースが多かった。そして、女性の社会的・経済的活動が増え、夫が妻を疑うようになって暴力につながるケースも多かった。

また、親子間の葛藤による暴力は 8.9%(32 件)で、2013 年以降徐々に増加する傾向にある。

< 表 3-1-12. 暴力行使の原因に基づく分析⁶ >

暴力行使の原因	件数(件)	割合(%)
家父長的な考え方等の性格の不一致	135	37.5
加害者の飲酒問題	67	18.7
夫または妻への不信感	54	15.0
親子間の葛藤	32	8.9
経済的葛藤	30	8.3
子供の養育による葛藤	23	6.4
夫婦、親子以外の家族構成員との葛藤 ⁷	7	2.0
夫の実家との葛藤	3	0.8
妻の実家との葛藤	3	0.8
国、言語等の文化的な差	3	0.8
宗教的葛藤	3	0.8
合計	360	100



[図 1. 暴力行使の原因]

⁶ 重複回答可能な項目である。

⁷ 姉との葛藤 2 名(0.6%)、弟妹との葛藤 4 名(1.1%)、兄との葛藤 1 名(0.3%)を含む。

4. 加害者の相談要因に基づく分析

(1) 相談対象者別

相談の法的責任を負担する加害者本人だけでなく、被害者、そして子供または親等の家族と一緒に相談したケースは 89.5%(153 名)であった。ほとんどの事件は被害者との相談を並行しているが、それは相談によって大多数の被害者である妻が、加害者である夫が暴力をやめて関係が改善することを期待し、また変わるように努力しており、自分の問題を自ら解決しようとする積極的な姿勢であることがわかる。

< 表 3-1-13. 相談対象者別分析 >

相談対象者	区分	人数(名)	割合(%)
	加害者本人の相談	18	10.5
	加害者本人・配偶者または子供の相談	153	89.5
	合計	171	100

(2) 相談方法別

2017 年の本相談所の家庭内暴力加害者相談は、個別相談・夫婦相談・家族相談、飲酒問題の相談、集団相談、教育講座、夫婦キャンプ、最終個別相談・夫婦相談・家族相談等の計 6 段階で行われた。これらと共に、家庭内暴力の被害女性のための自助グループであるラオニ集会和ラオニキャンプを運営した。

第 1 段階の個別相談・夫婦相談・家族相談は、加害者の現在の個人的な問題を把握し、成長背景とそれ伴う問題を正しつつ、法律的な問題を解決するための情報を提供して、夫婦及び家族関係における核心的な問題を正すことが目的である。加害者を対象とした個別相談時には、基礎調査による加害者の情報共有、原家族関係の把握、家庭内暴力処罰法及び法適用手続きの案内、相談に対する加害者の期待の確認、MBTI(Myers-Briggs Type Indicator) 検査の実施、夫婦及び家族関係をみつめる観点の変化の模索等によって、暴力をやめ、再発防止のための代案となる行動を身に付ける機会を提供する。さらに、被害者と

の和解が必要なケースには、被害者の相談または夫婦相談・家族相談によって調整を試みる。相談回数は、相談期間中は 1 週間に 1 回が原則であるが、加害者の仕事等を考慮して弾力的に運営した。2017 年度には 1,884 件の個別相談、108 件の夫婦相談、92 件の家族相談が行われ、精神科との連携も 2 件あった。

第 2 段階の飲酒問題の相談は、飲酒問題が家庭内暴力及び夫婦間の葛藤の主要原因となる加害者と被害者を対象として実施した。飲酒問題の相談では、飲酒問題に対する認識を改善させるために加害者及び被害者の飲酒問題を診断し、アルコール問題の対処方を多角的に模索している。2017 年度の飲酒問題の相談は、加害者と被害者を対象とした集団相談の形式で行われた。加害者を対象とした集団相談は計 18 回で 137 名が参加し、被害者を対象とした集団相談は計 17 回で 31 名が参加した。

第 3 段階の集団相談は、関連分野の専門家の進行に従い、集団構成員との討論及び相互フィードバックを通して自分の問題をより客観的に理解し、解決方を模索・シェアすることを目的としている。**集団相談**は、集団力動によって自分の暴力性と問題行動を自ら認識させる機会を提供し、集団フィードバックを通して相互支持及び対人関係の技術を提供するため重要なものである。2017 年度には加害者及び夫婦を対象とした**集団相談**だけでなく、**子供への暴力加害者(親)の集団相談**を別途で常時運営した。加害者の**集団相談**は毎週木曜日に計 43 回実施され、計 214 名が参加した。夫婦の**集団相談**は計 43 回実施され、計 154 名が参加した。子供への暴力加害者である親を対象とした**集団相談**は計 37 回実施され、計 90 名が参加した。また子供を対象とした**美術心理治療(アートセラピー)集団相談**は計 7 回実施され、12 名の暴力にさらされた児童が参加した。

第 4 段階の教育講座である「**トンジ(巣)教室**」は、個別相談や**集団相談**では扱わない内容を中心として進められる。「**トンジ教室**」という名前には、家庭内暴力等の家族内の葛藤により解体の危機におかれた家庭を温かい**巣**、すなわち「**トンジ**」に回復させようという本相談所の意志が内包されている。「**トンジ教室**」は加害者自身に対する洞察だけでなく、加害者に影響を与えた家族、社会、文化環境等を含む様々なテーマを扱うことで、第 1 に家庭内暴力加害者の家庭内暴力に対する認識を強化し、第 2 に家庭内暴力が子供に与える影響及び望ましい親の役割を理解し、第 3 に望ましい配偶者の役割を理解することにより、健全な結婚生活に回復させるための様々な代案を探索することを目的としている。2017 年度には非暴力コミュニケーションを理解し、実践することができるテーマで計 11 回の**トンジ教室教育講座**が実施され、計 441 名が参加した。

第 5 段階の夫婦キャンプは、進められてきた相談を土台として夫婦と子供と一緒に参加し、相手側の観点を理解して夫婦及び家族員間の和合を図る、1 泊 2 日(週末)にわたって実施さ

れるプログラムである。2017 年には 3 月と 7 月に計 2 回のキャンプを開催し、加害者夫婦 44 組とその子供 27 名等の計 115 名が参加した。夫婦キャンプを通して夫婦の葛藤に内在している原因及び自分を以前と違う視覚で振り返り、分析してみる機会を提供する。そして、相談が終了した後にも持続的に参加することができるよう誘導し、事後管理プログラムとしても活用している。

第 6 段階の最終個別相談・夫婦相談は、6 ヶ月の相談委託期間に一連の相談プログラムを修了した後、暴力の認識に対する再検討をして未来の計画を立て、夫婦関係を修復するために変化しよう意志を固めることを目的としている。最終個別相談は、相談委託期間が終了する時点で 1 回、1 時間行われている。2017 年度には計 332 名の加害者及び被害者が最終個別相談で暴力をやめ、再発を防止するための計画を樹立し、夫婦及び家族関係修復のために努力することを約束した。

家庭内暴力の被害女性の自助グループであるラオニ集会は、集会を持続することによって家庭内暴力の再発の可能性を遮断し、現時点での夫婦間の葛藤問題を話し合って解決方法をシェアし、個人の心理的な安定を図ることが目的である。2017 年度には 10 回の自助グループが実施され、計 96 名が参加した。そして 2017 年 12 月には、ラオニ集会を拡張したラオニキャンプを行った。ラオニキャンプで参加者は、ミュージカル観覧等の文化的体験をしたり、互いの近況を分かち合う時間を持って、抑圧されていた感情を適切な方法で表現することができた。ラオニキャンプには計 18 名の家庭内暴力の被害女性が参加した。

2017 年に相談が終了した 171 名のうち 82.5%(141 名)に達する加害者が、個別相談だけでなく教育プログラムや集団相談等の様々な相談プログラムに参加した。

本相談所の様々なプログラムを通じた総合的なサービスは、加害者に段階に応じた意味ある変化が生じる機会を提供し、暴力行為をやめさせ夫婦関係の修復に効果的な介入方法となったと評価される。

< 表 3-1-14. 相談方法別分析 >

相談方法 \ 区分	人数(名)	割合(%)
個別相談	30	17.5
個別相談・教育プログラム	18	10.5
個別相談・集団相談	5	2.9
個別相談・教育プログラム・集団相談	118	69.1
合計	171	100

5. 家庭内暴力相談の短期効果の分析：相談終了時の加害者と被害者の関係

2017年に相談が終了した、家庭内暴力の加害者117名の相談終了時の加害者と被害者の関係を中心とした、家庭内暴力相談の短期効果を分析すると次のとおりである。

(1) 夫婦関係の修復の有無

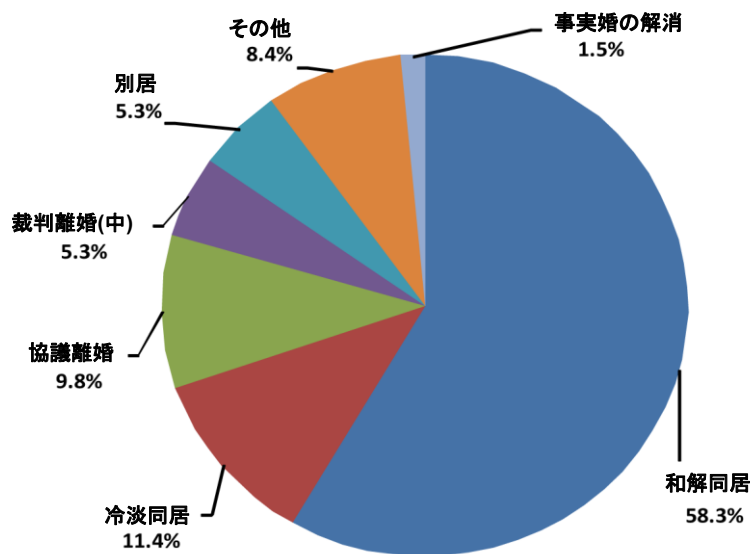
まず加害者と被害者の関係が夫婦である132名の相談終了時の関係をみると、加害者と被害者が関係を修復し、和解して同居するケースが58.3%(77名)で最も多かった。その次に、加害者と被害者が同居を決めても依然として冷めている等、葛藤の余地が残っているケースは11.4%(15名)であった。加害者と被害者が冷めた関係で同居を決めたケースは、相談終了後も電話相談または教育プログラムに連携する等、事例管理を続けている。

また長い間未解決の状態に蓄積されてきた夫婦間の葛藤が解決できずに、協議離婚または裁判離婚により婚姻関係を解消したケースも15.1%(20名)を占めた。離婚により結婚生活を終えることにしたケースには、法律情報を提供したり離婚前に教育プログラムに連携し、今までの結婚生活を点検し、特に配偶者との葛藤がどんな問題から始まり、離婚以外にはその問題を解決する方法はないのかを深く考えることができるようサポートしている。

< 表 3-1-15. 相談終了時の夫婦関係の分析 >

区分	人数(名)	割合(%)
相談終了後の夫婦関係		
和解・同居	77	58.3
冷淡・同居	15	11.4
協議離婚	13	9.8
裁判離婚(中)	7	5.3
別居	7	5.3
事実婚の解消	2	1.5
その他 ⁸	11	8.4
合計	132	100

⁸ 保護処分変更(7.6%、10名)、加害者の死亡による保護処分取消し(0.8%、1名)等を含んだ。



[図 2. 相談終了時の夫婦関係]

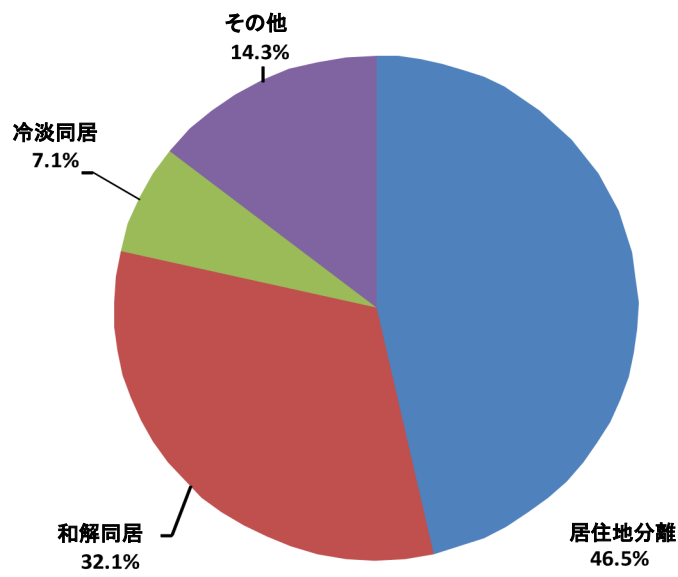
(2) 親子関係の修復の有無

一方、加害者と被害者の関係が親子であるケース(28名)の相談終了後の関係をみると、加害者と被害者が別々に暮らしているケースが46.5(13名)で最も多く、その次は互いに和解して同居しているケースが32.1%(9名)であった。

< 表 3-1-16. 相談終了時の親子関係の分析 >

相談 終了後の親子関係	人数(名)	割合(%)
居住地分離	13	46.5
和解・同居	9	32.1
冷淡・同居	2	7.1
その他 ⁹	4	14.3
合計	28	100

⁹ 保護処分変更(3.6%、1名)、保護処分終了(10.7%、3名)等を含む。



[図 3. 相談終了時の親子関係]

第2節 家庭内暴力相談に関する効果調査の研究結果¹⁰

1. 調査対象者の人口社会的特性

2008年から2017年11月まで本所で相談に参加し、相談を終了してから6ヶ月以上経過した加害者と被害者に対して、家庭内暴力相談の効果調査のために電話インタビューを行った。連絡先が変わったり着信拒否されている等、やむを得ず連絡が取れなかったケースを除き、電話インタビューによって調査が完了した事例は夫婦117組であった。

下の<表3-2-1>は、全調査対象者の一般的特性を提示したものである。年齢別にみると、加害者は40代が38.5%(45名)で最も多く、平均年齢は48.5歳であった。被害者も40代が40.1%(47名)で最も多く、平均年齢は46.3歳であった。教育水準をみると、加害者は高校卒業が34.2%(40名)で最も多く、大卒以上の学歴を有するケースも40.1%(47名)に達した。被害者も高校卒業が40.2%(47名)であった。加害者の職業をみると、自営業を営むケースが35%(41名)で最も多く、被害者の場合には専業主婦が50.4%(59名)で最も多かった。月収を基準とした所得水準をみると、加害者は200万ウォン以上300万ウォン未満が32.5%(38名)で最も多く、月平均所得は284万ウォンであった。被害者には月収がないか金額がわからないケースが49.5%(58名)で最も多く、月平均所得は93万ウォンであった。

一方、加害者と被害者の同居期間をみると、同居期間が10年以上20年未満が30.8%(36名)で最も多く、平均同居期間は17年であった。

¹⁰ 家庭内暴力相談に関する効果調査が完了した117名は、全員加害者がソウル家庭裁判所の相談委託保護処分(6ヶ月)を受けたケースである。

< 表 3-2-1. 調査対象者の人口社会的特性 >

特 性	区 分	加害者	被害者
		人数(%)	人数(%)
年 齢	20 代	2 (1.7)	4 (3.4)
	30 代	18 (15.4)	25 (21.4)
	40 代	45 (38.5)	47 (40.1)
	50 代	40 (34.2)	36 (30.8)
	60 代以上	12 (10.2)	5 (4.3)
教育水準	小卒以下	7 (6.0)	12 (10.3)
	中卒(中退を含む)	14 (12.0)	10 (8.5)
	高卒(中退を含む)	40 (34.2)	47 (40.2)
	専門大卒(中退を含む)	9 (7.7)	5 (4.3)
	大卒(中退を含む)	38 (32.4)	41 (35.0)
	大学院卒(中退を含む)	9 (7.7)	2 (1.7)
職 業	主婦	-	59 (50.4)
	会社員	40 (34.2)	19 (16.2)
	単純労務	21 (17.9)	14 (12.0)
	自営業	41 (35.0)	20 (17.1)
	専門職	3 (2.6)	4 (3.4)
	技術職	3 (2.6)	1 (0.9)
	無職	9 (7.7)	-
所得水準	100 万ウォン未満	4 (3.4)	3 (2.6)
	100 万ウォン以上 200 万ウォン未満	17 (14.5)	29 (24.8)
	200 万ウォン以上 300 万ウォン未満	38 (32.5)	16 (13.7)
	300 万ウォン以上 500 万ウォン未満	26 (22.2)	7 (6.0)
	500 万ウォン以上	23 (19.7)	4 (3.4)
	一定の収入なし	9 (7.7)	58 (49.5)
同居期間	1 年以上～5 年未満	16(13.7)	
	5 年以上～10 年未満	22(18.8)	
	10 年以上～20 年未満	36(30.8)	
	20 年以上～30 年未満	26(22.2)	
	30 年以上	17(14.5)	

2. 相談終了後の経過期間

調査対象者の相談終了後から調査時点までの期間をみると、6ヶ月以上12ヶ月未満が23.1%(27名)で最も多かった。相談終了後36ヶ月以上経過したケースも31.6%に達した。相談終了後の平均経過期間は29.4ヶ月であった。

< 表 3-2-2. 調査対象者の相談終了後の経過期間に基づく分類 >

区 分	N (%)
6ヶ月以上～12ヶ月未満	27 (23.1)
12ヶ月以上～18ヶ月未満	9 (7.7)
18ヶ月以上～24ヶ月未満	12 (10.3)
24ヶ月以上～30ヶ月未満	20 (17.0)
30ヶ月以上～36ヶ月未満	12 (10.3)
36ヶ月以上～48ヶ月未満	21 (17.9)
48ヶ月以上～60ヶ月未満	10 (8.5)
60ヶ月以上～72ヶ月未満	1 (0.9)
72ヶ月以上～84ヶ月未満	2 (1.7)
84ヶ月以上	3 (2.6)
合 計	117 (100)

3. 暴力の再発の有無

相談委託保護処分を履行し相談を終了してから一定期間が経過した加害者の身体暴力の再発の有無を問う質問に、加害者の 88.9%(104 名)、被害者の 69.2%(81 名)が身体暴力が再発しなかったと回答した。

< 表 3-2-3. 身体暴力の再発有無 >

身体暴力の再発有無	加害者の報告		被害者の報告	
	なし	あり	なし	あり
	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)
身体暴力	104 (88.9)	13 (11.1)	81 (69.2)	36 (30.8)

本所で 2006 年¹¹ 度と 2008 年¹² の 2 回にわたって調査した相談に関する効果研究と比較してみると、加害者と被害者が身体暴力が再発しなかったと報告した数値は、本調査の方が多少高かった。

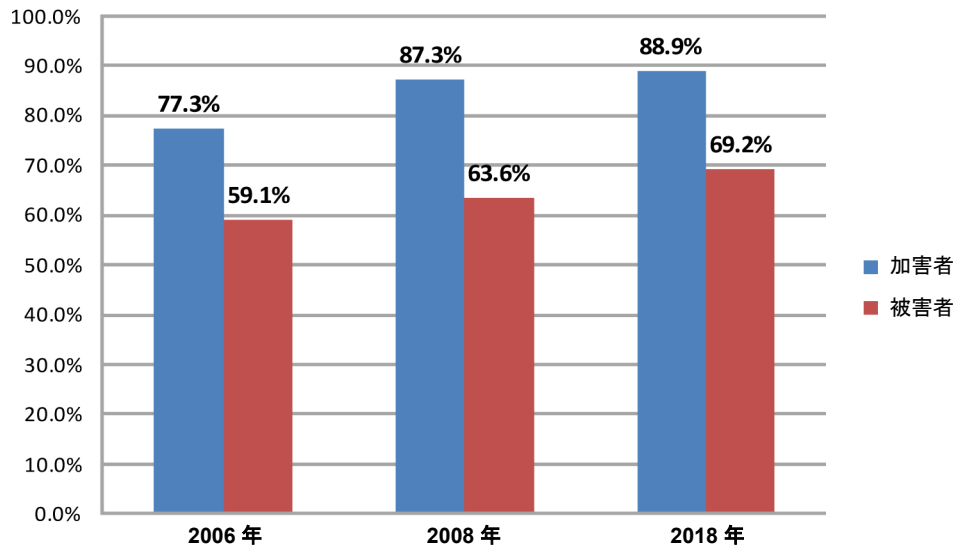
< 表 3-2-4. 2006 年、2008 年、2018 年の調査における身体暴力の再発有無の比較 >

身体暴力の再発有無	2006 年		2008 年		2018 年	
	加害者の報告	被害者の報告	加害者の報告	被害者の報告	加害者の報告	被害者の報告
	再発なし	再発なし	再発なし	再発なし	再発なし	再発なし
	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)
身体暴力	17 (77.3)	13 (59.1)	48 (87.3)	35 (63.6)	104 (88.9)	81 (69.2)

¹¹ 韓国家庭法律相談所(2006)、家庭内暴力関連の相談法制改善法案のシンポジウム資料集、p186.

¹² 韓国家庭法律相談所(2008)、家庭内暴力特別法施行 10 年、半分の成功と残された課題のシンポジウム資料集、p172.

加害者の身体暴力が再発しなかった



[図 4. 身体暴力の再発有無の年度別比較]

無視や侮辱、悪口等の言葉の暴力の再発の有無について質問したところ、加害者の 48.7%(57 名)、被害者の 31.6%(37 名)が言葉の暴力が再発しなかったと回答した。

< 表 3-2-5. 言葉の暴力の再発有無 >

言葉の暴力の再発有無	加害者の報告		被害者の報告	
	なし	あり	なし	あり
	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)
言葉の暴力	57 (48.7)	60 (51.3)	37 (31.6)	80 (68.4)

一方、身体暴力は再発しなかったと報告した加害者 104 名と被害者 81 名に、身体暴力以外の他の種類の暴力の再発の有無について質問したところ、加害者の 45.2%(47 名)、被害者の 54.3%(44 名)が、無視や侮辱、悪口等の言葉の暴力はあったと回答した。

< 表 3-2-6. 身体暴力の再発がなくなった家庭の他の種類の暴力の再発の有無 >

言葉の暴力の再発有無	加害者の報告		被害者の報告	
	なし	あり	なし	あり
	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)
言葉の暴力	57 (54.8)	47 (45.2)	38 (45.7)	44 (54.3)

具体的な暴力行為別に暴力の再発の有無を調査した結果、以下の注釈 13)の<表 3-2-7>に示されているとおり、相談参加前と相談終了後の暴力発生率には著しい差があるということがわかった¹³⁾。

< 表 3-2-7. 相談参加前と相談終了後の暴力発生率の比較 >

項目	相談参加前		相談終了後	
	行為者の報告 暴力発生率	被害者の報告 暴力発生率	行為者の報告 暴力再発率	被害者の報告 暴力再発率
言葉の暴力	117(100)	117(100)	60(51.3)	80(68.4)
プライドを傷つけたり馬鹿にするようなことを言った。	114(97.4)	117(100)	54(46.2)	76(65.0)
怒鳴ったり大声を出した。	116(99.1)	117(100)	56(47.9)	72(61.5)
侮辱したり悪口を言った。	111(94.9)	117(100)	48(41.0)	67(57.3)
軽微な暴力	97(82.9)	110(94.0)	13(11.1)	36(30.8)
物を投げつけたり壊した。	75(64.1)	105(89.7)	5(4.3)	30(25.6)
強く突き飛ばしたり体をつかんで揺さぶった。	69(59.0)	102(87.2)	9(7.7)	25(21.4)
手のひらで頬や他の場所を叩いた。	58(49.6)	98(83.8)	6(5.1)	19(16.2)
深刻な暴力	39(33.3)	81(69.2)	8(6.8)	22(18.8)
足で蹴ったり拳で殴った。	33(28.2)	73(62.4)	4(3.4)	18(15.4)
物(ベルト、棒、ゴルフクラブ等)で殴ったり脅した。	10(8.5)	52(44.4)	4(3.4)	12(10.3)
容赦なく殴りつけた。	8(6.8)	49(41.9)	-	6(5.1)
ナイフ(はさみ)のような危険な物を使用した。	10(8.5)	46(39.3)	2(1.7)	3(2.6)

¹³⁾ 下の表では、相談参加前と相談終了後の各項目別の暴力発生率を比較した。

(1) 暴力の再発防止の要因¹⁴

身体暴力が再発しなかったと回答した加害者 104 名と被害者 79 名に、暴力が再発しなかったのはどんな要因が影響を与えたのかについて質問した。加害者及び被害者が報告した回答結果によると、身体暴力が再発しないように寄与した要因は、個人的要因、関係的要因、環境的要因に区分することができた。

イ. 加害者の報告

加害者は公権力の介入により家庭内暴力特別法についての情報に接し、それにより自身の暴力行為に対して法的な責任を負わなければならないということを知るようになり、公権力の介入に対する恐れと共に処罰による不自由さにより暴力をふるわなくなったと回答したケースが最も多かった(33.6%、45 名)。その次は、相談処分によって暴力についてしっかりと認識するようになり暴力をふるわなくなったと報告した(25.4%、34 名)。加害者は、身体暴力だけでなく言葉の暴力もふるってはならず、被害者だけでなく自分自身にも悪い影響を及ぼすということがわかったと報告した。

< 表 3-2-8. 加害者の報告-暴力の再発防止要因 >

区分	詳細内容	N (%)
個人的要因	暴力に対するしっかりとした認識	34 (25.4)
	怒りをコントロールする能力の改善	7 (5.2)
	自分自身に対する客観的省察	4 (3.0)
関係的要因	配偶者に対する理解力の改善	31 (23.1)
	コミュニケーションがスムーズになった	4 (3.0)
	夫、父としての役割及び責任感の認識	5 (3.7)
環境的要因	公権力の介入で法的処罰を受け得るという事実を認識	45 (33.6)
	別居、離婚等で妻と物理的に分離	4 (3.0)
	合計	134 (100)

¹⁴ 重複回答が可能な項目である。

ロ. 被害者の報告

被害者は、自分自身と加害者の両方が、公権力の介入により加害者の暴力行為に対し法的処罰を受け得るという事実を認識するようになって暴力が再発しなかったと回答したケースが最も多かった(54.8%、62名)。その次は、加害者が暴力についてしっかりと認識するようになり、暴力をふるわなくなったと回答した(23.8%、27名)。

< 表 3-2-9. 被害者の報告-暴力の再発防止要因 >

区分	詳細内容	N (%)
(加害者の) 個人的要因	加害者の暴力に対するしっかりとした認識	27 (23.8)
	加害者の怒りをコントロールする能力の改善	2 (1.8)
	加害者の断酒または節酒行動	2 (1.8)
関係的要因	被害者に対する理解力の改善	13 (11.5)
	コミュニケーションがスムーズ	4 (3.6)
環境的要因	公権力の介入で法的処罰を受け得るという事実を認識	62 (54.8)
	別居、離婚等で妻との物理的に分離	3 (2.7)
	合計	113 (100)

(2) 暴力の再発要因

言葉の暴力を含む身体暴力が再発したと回答した加害者 60 名と被害者 80 名に、暴力の再発要因は何かと質問した。加害者と被害者の両方が、加害者の家父長的な考え方や怒りのコントロールに失敗して暴力が再発したと回答したケースが最も多かった(加害者 66.7%、40名 / 被害者 73.8%、59名)。

< 表 3-2-10. 加害者の報告-暴力の再発要因 >

区分	N (%)
家父長的な考え方や怒りのコントロールの失敗	40 (66.7)
飲酒状態で	20 (33.3)
合計	60 (100)

< 表 3-2-11. 被害者の報告-暴力の再発要因 >

区 分	N (%)
家父長的な考え方と怒りのコントロールの失敗	59 (73.8)
加害者の飲酒問題	13 (16.2)
加害者の習慣的な悪口と暴言	8 (10.0)
合 計	80 (100)

4. 関係修復の有無

相談が終了した後、現在被害者との関係がどのくらい回復したのか質問した。全く改善されていないを0点とし、10点満点で関係回復の程度を点数化させた。

(1) 加害者の報告

加害者の89.7%(105名)は被害者との関係が修復したと回答した。

< 表 3-2-12. 加害者の報告-被害者との関係修復の程度 >

区分	全く修復しなかった										非常に修復した	計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
人数	12	10	5	4	1	13	8	20	22	11	11	117
(%)	(10.3)	(8.5)	(4.3)	(3.4)	(0.9)	(11.1)	(6.8)	(17.1)	(18.8)	(9.4)	(9.4)	(100)

被害者との関係が修復したと回答した105名は、被害者の立場で考えられるように認識が変わったことが被害者との関係で一番良かったことであると答えた(42.9%)。加害者は、相談参加前には家父長的な考えで被害者に接したが、相談によって自身の観点と思考を柔軟に変えることができるきっかけとなり、被害者と性格やライフスタイル、価値観が違うことを認め、理解しようと努力するようになったと言う。

< 表 3-2-13. 加害者の報告-被害者との関係で良くなった点 >

区 分	N (%)
被害者の立場で考えられるよう観点が転換	45 (42.9)
コミュニケーションの量と質の改善	26 (24.8)
怒りをコントロールする能力の改善	15 (14.3)
飲酒問題の改善	11 (10.4)
暴力に対するしっかりとした認識	8 (7.6)
合 計	105 (100)

(2) 被害者の報告

被害者の 79.5%(93 名)は加害者との関係が修復したと回答した。

< 表 3-2-14. 被害者の報告 - 加害者との関係修復の程度 >

区分	全く修復しなかった										非常に修復した	計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
人数	24	8	4	7	4	13	9	14	24	6	4	117
(%)	(20.5)	(6.8)	(3.4)	(6.0)	(4.5)	(11.1)	(7.7)	(12.0)	(20.5)	(5.1)	(3.4)	(100)

加害者との関係が修復したと回答した 93 名は、加害者が暴力についてしっかりと認識するようになり、身体暴力がなくなったことが加害者との関係で一番良くなったことであると答えた(31.2%)。身体暴力がなくなったことが、夫婦関係の修復に大きな影響を及ぼす要因であるということがわかる。

< 表 3-2-15. 被害者の報告-加害者との関係で良くなった点¹⁵ >

区 分	N (%)
加害者が暴力に対ししっかりと認識し身体暴力がなくなった	50 (31.2)
加害者の無視や侮辱等の言語習慣が変化しコミュニケーションが改善	36 (22.5)
加害者の被害者に対する配慮と関心が増した	36 (22.5)
加害者の怒りをコントロールする能力の改善	23 (14.4)
加害者の飲酒問題の改善	15 (9.4)
合 計	160 (100)

5. 加害者の怒りをコントロールする能力の改善の有無

相談が終了した後、現在加害者の怒りをコントロールする能力は過去に比べてどのくらい改善したのか質問した。全く改善されていないを 0 点とし、10 点満点で怒りをコントロールする能力を点数化させた。

(1) 加害者の報告

加害者の 96.6%(113 名)は、自身の怒りをコントロールする能力が改善したと回答した。加害者が報告した自身の怒りをコントロールする能力の改善平均点数は 7.1 点であった。これは以前に比べて相談委託保護処分の終了後に、自身の怒りをコントロールする能力が 70% 以上向上したということの意味する。

< 表 3-2-16. 加害者の報告 - 怒りをコントロールする能力の改善の程度 >

区分	全くと非常に改善した										計	
	全く改善 しな かった	0	1	2	3	4	5	6	7	8		9
人数	4	2	2	1	1	13	10	22	28	23	11	117
(%)	(3.4)	(1.7)	(1.7)	(0.9)	(0.9)	(11.1)	(8.5)	(18.8)	(23.9)	(19.7)	(9.4)	(100)

¹⁵ 重複回答が可能な項目である。

自身の怒りをコントロールする能力が改善したと回答した113名は、相談によってどんな状況で怒りが発生するのか認識するようになり、腹が立ったときに感情的に対処するよりは自分の腹立たしい感情をなだめ、一旦その場をしばらく離れるタイムアウト技法を活用し、外部の刺激に対し怒りを表出する反応が変わったと答えた(60.1%)。即ち、相談によって怒りをコントロールする方法を身に付け、怒った状況で代案となる行動を模索することができるようになったのである。

< 表 3-2-17. 加害者の報告-怒りをコントロールする能力が改善した理由 >

区 分	N (%)
相談によりどんな状況で怒りが発生するのか認識し 代案となる行動を模索	68 (60.1)
相談により配偶者の気持ちがよくわかり理解するようになったため	38 (33.7)
処罰に対する恐れのため	7 (6.2)
合 計	113 (100)

(2) 被害者の報告

被害者の88%(103名)が、加害者の怒りをコントロールする能力がアップしたと回答した。被害者が報告した加害者の怒りをコントロールする能力の改善に対する平均点数は5.6点であった。これは、相談参加前に比べて相談終了後の加害者の怒りをコントロールする能力が50%以上向上したということの意味する。

< 表 3-2-18. 被害者の報告 - 加害者の怒りをコントロールする能力の改善の程度 >

区分	全く改善しなかった											非常に改善した	計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
人数	14	9	8	1	3	9	11	22	20	12	8	117	
(%)	(12.0)	(7.7)	(6.8)	(0.9)	(2.6)	(7.7)	(9.4)	(18.8)	(17.1)	(10.3)	(6.8)	(100)	

加害者の怒りをコントロールする能力が改善したと回答した被害者103名は、加害者が処罰を恐れ、腹が立った状況でも怒りをコントロールして改善されたものと思われると答えた(45.7%)。

< 表 3-2-19. 被害者の報告-加害者の怒りをコントロールする能力が改善した理由 >

区 分	N (%)
処罰に対する恐れのため	47 (45.7)
相談によりどんな状況で怒りが発生するのか認識し 代案となる行動を模索	26 (25.2)
相談により配偶者の気持ちがよくわかり理解するようになって	24 (23.3)
怒りを誘発させ得る飲酒問題の改善	6 (5.8)
合 計	103 (100)

6. 現在の葛藤の要因¹⁶

相談が終了した後、加害者自身の行動に変化が起きて被害者との関係は修復したにもかかわらず、現在も被害者との間に葛藤がある要因は何か質問した。

(1) 加害者の報告

現在被害者との間に葛藤がある要因としては、日常生活で感じる性格の不一致と回答した加害者が最も多かった(28%)。被害者の性格が変わらないことによる意見の相違、自分を無視し疑う言葉や行動、被害者が家事をおろそかにする時には、妻としての役割を果たせていないようで、依然として辛く腹が立ったりもすると回答した。

¹⁶ 重複回答が可能な項目である。

< 表 3-2-20. 加害者の報告-現在の被害者との間の葛藤の要因 >

区 分	N (%)
日常生活で感じる性格の不一致	40 (28.0)
特に難しい問題なし	30 (20.9)
経済的な葛藤	27 (18.9)
子供に関する問題	17 (11.9)
夫婦間の信頼回復	15 (10.5)
飲酒問題による葛藤	11 (7.7)
原家族との葛藤	3 (2.1)
合 計	143 (100)

(2) 被害者の報告

被害者は、経済的な葛藤を現在の加害者との一番大きな葛藤の要因であると答えた(27.7%)。加害者が飲酒、賭博、マルチ商法等にはまって家庭をおろそかにしたり(26名)、加害者が生活費をくれないことによる葛藤(20名)等の経済的困難を訴えた。

< 表 3-2-21. 被害者の報告-現在の加害者との間の葛藤の要因 >

区 分	N (%)
生活費の未払い等の経済的葛藤	46 (27.7)
加害者の家父長的な考え方	45 (27.1)
飲酒問題による葛藤	22 (13.3)
原家族との葛藤	15 (9.1)
特に難しい問題なし	14 (8.4)
暴力の再発	11 (6.6)
子供に関する問題	7 (4.2)
夫婦間の信頼回復	6 (3.6)
合 計	166 (100)

7. 家庭内暴力相談に対する提案¹⁷

(1) 加害者の提案

家庭内暴力相談に対する加害者の提案は次の<表 3-2-22>のとおりである。

< 表 3-2-22. 家庭内暴力相談に対する加害者の提案 >

区 分	N (%)
プログラム内容の補完	77 (47.2)
被害者相談の義務化	35 (21.5)
相談処分の肯定的な側面の認識が必要	27 (16.6)
相談処分終了後の持続的なフォローアップ	7 (4.3)
相談所の物理的な環境改善	5 (3.0)
家庭のことに法が介入すべきでない	5 (3.0)
相談処分期間の拡大	4 (2.5)
相談処分期間の縮小	3 (1.9)
合 計	163 (100)

多くの加害者が、プログラム内容の補完が必要であると回答した(47.2%)。加害者が提示したプログラム内容の補完についての具体的な内容は次のとおりである。

- ① 集団相談を拡大して運営する必要がある。対象別に関係を細分化し、小規模で運営できるようにしてほしい(59.5%、26名)。
- ② 個別相談の回数を増やしてほしい。1対1の個別相談で、より深い心理的支援を受けられるようにしてほしい(24.3%、18名)。
- ③ 子供の相談の並行等、家族相談を並行する必要がある(9.5%、7名)
- ④ 相談及び教育時に映像資料や視聴覚資料を積極的に活用してほしい(8.1%、6名)。
- ⑤ 夜間及び週末に集中して教育し、平日には仕事に集中できるよう心理的な負担を減らしてほしい(4.1%、3名)。

¹⁷ 重複回答が可能な項目である。

- ⑥ 飲酒問題の相談を拡大し、断酒集会と連携して、相談が終了した後も持続的に断酒のために努力できるように機会を提供してほしい(4.1%、3名)。

この他にも精神科治療の並行、個別相談と集団相談だけでプログラムを選択し集中、夫婦キャンプを拡大し運営等、様々な意見があった。

その次に加害者は、暴力をふるった当事者だけでなく被害者との相談が並行されてこそ夫婦関係が修復できると強調し、被害者の相談を義務化すべきであると回答した(21.5%)。また、相談処分の肯定的な側面をしっかりと認識して法手続き等に対する抵抗と怒りを最小化し、家庭内暴力等、家族内で葛藤がある時には専門的なサポートを受けることができるようにすべきであると回答した(16.6%)。

(2) 被害者の提案

家庭内暴力相談に対する被害者の提案は次の<表 3-2-23>のとおりである。

< 表 3-2-23. 家庭内暴力相談に対する被害者の提案 >

区 分	N (%)
プログラム内容の補完	61 (35.8)
相談処分は法的制裁であるというしっかりとした認識が必要	49 (28.9)
相談処分終了後の持続的なフォローアップ	30 (17.7)
被害者相談の並行・拡大	25 (14.7)
家庭内暴力の性行矯正及び夫婦関係修復のための政府支援の拡大	5 (2.9)
合 計	170 (100)

被害者の場合、加害者と同様にプログラム内容の補完が必要であると回答し、具体的かつ多様な意見を提示した(35.8%)。これは、被害者が相談プログラムが加害者に提供する相談及び教育が夫婦関係に肯定的な影響を与えていることを認識しており、それと共に被害者自身が相談プログラムによって心理的支援を受けているためであると解釈される。具体的な内容は次のとおりである。

- ① **個別相談の回数を増やしてほしい。**1対1の個別相談により夫婦間の権力関係や家族関係等を綿密に把握し、より深い心理的支援を受けることができるようにしてほしい(30.5%、18名)。
- ② **集団相談を拡大して運営する必要がある。**対象別に関係を細分化、夫婦間の葛藤の原因別に問題を細分化し、小規模で運営できるようにしてほしい。また、集団相談で役割演技やサイコドラマ等を活用してみると良さそうだ(15.3%、9名)。
- ③ **夫婦キャンプを拡大して運営してほしい。**夫婦キャンプに参加し、夫婦関係が修復する決定的な時間となった(10.2%、6名)
- ④ **飲酒問題の相談をより専門化し、加害者が断酒及び節酒することができる機会を提供してほしい**(10.2%、6名)
- ⑤ **家庭内暴力の被害女性の自助グループである「ラオニ集会」を拡大して運営してほしい**
(8.5%、5名)。

この他にも心理治療の並行、精神科治療の並行、様々なテーマの教育講座を拡大して運営等の意見があった。

その次に、相談処分が法的制裁であるということをしっかりと認識することができるよう、法制度及び相談処分が運用されるべきであることが強調された(28.9%)。また、相談処分が終了した後も教育を連携し、電話相談によって近況を訊ねる等、持続的な事後管理体系が築かれるようにと提案した(17.7%)。

第4章 結論及び提言

本研究は、裁判所と検察から本所に相談を委託され、6ヶ月(相談委託保護処分)または10-40時間(相談条件付起訴猶予)相談を受け、2017年に相談が終了した家庭内暴力の加害者171名に対する相談による統計を分析すると共に、2008年から2017年11月までに相談を終了し、その後6ヶ月以上が経過した117組の夫婦を対象として、加害者の暴力の再発有無及び関係の変化等の調査によって相談の効果を詳察した。

家庭内暴力相談の効果に関する調査研究により明らかになった内容は、次のとおりである。

第1、身体暴力が再発しなかった(加害者の報告88.9%、被害者の報告69.2%)。

第2、言葉の暴力が再発しなかった(加害者の報告48.7%、被害者の報告31.6%)。

第3、身体暴力は再発しなかったが言葉の暴力はあった(加害者の報告45.2%、被害者の報告54.3%)。

第4、暴力の再発防止の要因としては、加害者と被害者の両方が公権力の介入により法的処罰を受け得るという事実の認識を挙げた(加害者の報告33.6%、被害者の報告54.8%)。

第5、言葉の暴力を含む身体暴力が再発したケースの暴力再発の要因としては、加害者と被害者の両方が加害者の家父長的な考え方と怒りのコントロールの失敗を挙げた(加害者の報告66.7%、被害者の報告73.8%)。

第6、加害者の89.7%(105名)と被害者の79.5%(93名)は関係が修復した。加害者は相談によって被害者の立場で考えられるように意識が変わったことを関係修復の要因と答え(42.9%)、被害者は加害者が暴力についてしっかりと認識するようになり身体暴力がなくなったと答えた(31.2%)。

第7、加害者の怒りをコントロールする能力が改善した(加害者の報告96.6%、被害者の報告88%)。加害者は相談によってどんな状況で怒りが発生するのか認識し、代案となる行動を模索するようになったと答えた一方(60.1%)、被害者は加害者が処罰を恐れ、腹が立っても我慢しようと努力すると答えた(45.7%)。

第8、現在の葛藤の要因としては、加害者は日常生活で感じる性格の不一致と答え(28%)、被害者は加害者が家庭をおろそかにしたり生活費をくれないことによる葛藤等の経済的困難を訴えた(27.7%)。

第9、加害者と被害者は、家庭内暴力相談に対し多様かつ具体的な提案をした。

本研究結果に基づく提言は次のとおりである。

第 1、調査の結果、家庭内暴力の加害者に対する相談が暴力の再発を防止し、被害者との関係を改善するために効果的であったことがわかった。相談委託保護処分は暴力行為に対する法的制裁であり、まさにそのことが加害者の暴力の再発を防止する心理的メカニズムとして作用している。相談委託保護処分が暴力行為に対する法的制裁であるということ、加害者と被害者だけでなく、社会構成員にまで拡大して認識・定着させる必要があり、実際の運用過程もそれに沿っていなければならないはずである。実際に被害者は、相談委託保護処分にさらに強力な懲罰的な側面が考慮されるべきであると回答した(28.9%)。

第 2、本調査により、暴力が再発した要因は加害者の家父長的な考え方と怒りのコントロールの失敗が最も大きいとわかった(加害者の報告 66.7%、被害者の報告 73.8%)。このことを考慮すると、家庭内暴力相談に家父長的な考えと怒りをコントロールする能力を改善するための内容を補完・強化する必要がある。

第 3、家庭内暴力相談の効果をアップさせるために、家庭内暴力加害者の相談時に被害者の相談を並行する必要がある。それは、加害者の暴力行為の縮小報告、形式的な相談処分の履行等に備えることができる最も効果的な方法である。被害者の陳述により加害者についての情報を収集し、それらの意見は相談委託保護処分の履行に具体的に反映されるはずである。

第 4、家庭内暴力の加害者に対する相談が終了しても、管理監督を強化することができる政策を講じなければならないはずである。警察、検察、裁判所等の事後モニタリング制度が必要であり、それにより究極的に家庭内暴力処罰法の立法目的である「人権保護」と「家庭保護」の 2 つを達成することができるはずである。

第 5、この調査の結果でわかったとおり、家庭内暴力の加害者と被害者に対する相談は、暴力の再発防止と関係修復という側面において非常に効果があるものと認められ、相談所における事後管理は、暴力の再発有無に大きく影響を与え得る要因であることが立証された。従って、事後管理における相談所の役割は非常に重要であり、加害者を集中管理できる制度の導入が必要である。このような制度の導入には裁判所と検察庁で加害者に相談委託保護処分または相談条件付起訴猶予処分を下す際に、相談の終了後にも相談または調査研究等の事後管理プログラムに参加することに同意する法的根拠を確立することも含まなければならないはずである。このようなシステムが導入されれば、家庭内暴力を根絶する加害者更生のための第一線の相談所の相談が、さらに実効性を持つようになるはずである。

参考文献

- 韓国家庭法律相談所(2006) 家庭内暴力関連の相談法制改善法案のシンポジウム資料集、p186
- 韓国家庭法律相談所(2008) 家庭内暴力特別法施行 10 年、半分の成功と残された課題のシンポジウム資料集、p172